

自治体テレワーク推進実証実験事業の実施について

総務部 情報管理課
(20-2114)
人事課
(20-2116)

1 趣旨

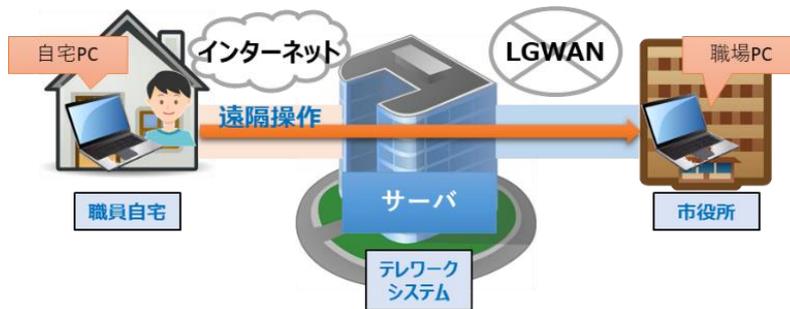
このほど地方自治体のテレワーク導入に向けて総務省関連団体「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」が、自治体テレワークシステムによる「自治体テレワーク推進実証実験事業」を実施することとなり、本市は全国455自治体の一つに選定されました。

つきましては、本事業実施に当たっての運用方法及びサービスについて取りまとめましたので、ご報告するものです。

2 内容

(1) テレワークシステム概要

職員の自宅のパソコンから、市役所のパソコン（1人1台配布している情報系パソコン）を遠隔操作できるシステムです。メールの送信やマイドキュメントの閲覧など、情報系パソコンで実施できる全ての業務を自宅にて行うことができます。（個人情報等に関する業務は実施不可）



(2) テレワークシステム無償利用可能期間

令和2（2020）年11月27日から令和4（2022）年3月31日まで

(3) 利用可能人数

全庁で同時利用 50 人まで ※本市では 50ID 保有

(4) 運用方法

ア 別紙「テレワーク対象部署一覧」記載の 46 部署をテレワーク対象部署とする（※出先機関を除き、在籍職員の自宅にテレワーク利用環境が整っている部署を選定）。

イ 対象部署がテレワークを行う場合、事前準備として以下を実施する。

(ア) 情報管理課宛てにテレワーク申請書を提出する。

※テレワーク利用者（複数記載可）と、テレワークシステムをインストールするパソコン名（各課 1 台まで）を記載。

※本申請は各課がテレワーク運用前に初回 1 回のみ提出する。ただし、年度が替わった際は再度提出する。

(イ) 情報管理課から、テレワーク用 ID とテレワークシステムインストール用のアカウントを配布する。

(ウ) 対象課にてテレワークシステムのインストールと設定を実施する。

ウ 事前準備完了後、下記の運用方法でテレワークを実施する。

(ア) 利用者がテレワークシステムの設定（メールアドレスなど）を行う（情報管理課への申請は不要）。

(イ) 在宅勤務命令簿に必要事項を記入し、所属長の押印をもらう。在宅勤務命令簿は各課で管理する。

※当面は紙媒体で管理を行うが、在宅勤務命令簿の電子化を平行して検討する。

(ウ) テレワークを開始する。

エ 新型コロナウイルスの影響などで、緊急にテレワークが必要となった部署には、集中的にテレワーク用 ID を配布する。

(5) 服務について

ア 対象業務

文書の作成、電話やメールによる連絡調整など

イ 勤務場所

自宅

ウ 勤務時間の取り扱い

原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（時間外勤務は命じない）。

ただし、勤務時間の割振り変更の承認を受けている場合は、その勤務時間とする。

エ 連絡体制について

在宅勤務を行う職員は、所属長に勤務開始直後及び勤務終了直前に電子メールもしくは電話にて連絡を行う。また、業務上必要に応じて電話、電子メールなどを利用することができる。

オ 費用負担について

在宅勤務を実施するにあたって生じた費用については、職員の負担とする。（環境整備費用、光熱水費、通信運搬費）

カ 実施手続

所属長は在宅勤務の期間、勤務内容等の条件を本人に示し、在宅勤務命令簿を作成する。

キ その他注意事項

- (ア) 個人情報等が同居家族等の目に触れることのないよう注意する。
- (イ) 在宅勤務においても、通常勤務と同様の勤務条件（職務専念義務等）となるため、原則として外出は認めない。また、育児や介護をしながら職務を行うことはできない。
- (ウ) 自宅で勤務することに伴い生じる避けがたい一時的な私用（来客対応など）については、社会通念上認められる常識的な範囲内で対応する。
- (エ) 所属長への申請により、時間単位の年次有給休暇は取得できるものとする。
- (オ) 在宅勤務中に災害事故が発生した場合は、事案の状況に応じて個別に判断する。

3 今後のスケジュール

令和 3（2021）年	1月	テレワークシステム運用開始 記者会見
	2月	J-LIS へ利用アンケート提出(1回目)
	7月	J-LIS へ利用アンケート提出(2回目)
令和 4（2022）年	1月	J-LIS へ利用アンケート提出(3回目)

テレワーク対象部署一覧

No.	部	課名
1	総合政策部	企画政策課
2		秘書広報課
3		財政課
4		財産活用課
5		公共施設整備課
6	総務部	行政管理課
7		人事課
8		契約検査課
9		危機管理課
10		情報管理課
11		税務課
12		収税課
13	健康福祉部	社会福祉課
14		障がい福祉課
15		元気高齢課
16		児童家庭課
17		こども課（出先機関除く）
18	健康増進課	
19	生活環境部	クリーン推進課（出先機関除く）
20		市民課（出先機関除く）
21		保険年金課
22		市民生活課（出先機関除く）
23	産業観光部	商業振興課
24		工業振興課
25		観光振興課
26		農政課
27	農林整備課	
28	都市建設部	都市計画課
29		建築指導課
30		市街地整備課（出先機関除く）
31		道路河川整備課
32		道路河川保全課（出先機関除く）
33		建築住宅課
34	会計	会計課
35	議会事務局	議事課
36	上下水道部	企業経営課
37		水道施設課
38		下水道施設課（水処理C除く）
39	消防本部	消防総務課
40	教育委員会	教育総務課
41		文化課（出先機関除く）
42		学校管理課（出先機関除く）
43		国体推進課
44		学校教育課
45		行政委員会事務局
46		農業委員会事務局